

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和41年岩手県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可申請書等の写しの部数)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>の規定にかかわらず、河川管理事務処理規程（昭和40年建設省訓令第1号）第6条の規定により所轄地方整備局長に協議するものについては、<u>前3項</u>に定める部数に各2部を加えた部数とする。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第4条 次に掲げる事項は、<u>法第23条から法第26条第1項まで</u>、<u>法第27条第1項</u>、<u>法第55条第1項</u>、<u>法第57条第1項</u>、<u>政令第16条の3第1項及び政令第16条の8第1項</u>の規定による知事<u>又は</u>広域振興局長（以下「知事等」という。）の許可の条件とする。</p> <p>(1) 法第23条の規定により流水の占有の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）の指示に従って<u>水利使用許可標識</u>（様式第2号）を立てること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 法第26条第1項、<u>法第55条第1項</u>又は<u>法第57条第1項</u>の規定により流水の占有のための工作物の新築等の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間（土地の占有を伴う行為で所管する局長が特に必要と認めるものにあつては、当該土地の占有の期間）中、所管する局長の指示に従って流水の占有のための工作物の新築（改築、除却）許可標識（様式第3号）を立てること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 法第26条第1項、<u>法第55条第1項</u>又は<u>法第57条第1項</u>の規定により工作物の新築等の許可（第3号に規定する許可</p>	<p>(許可申請書等の写しの部数)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>省令別表第1の2の規則で定める部数は、1部とする。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> <u>前各項</u>の規定にかかわらず、河川管理事務処理規程（昭和40年建設省訓令第1号）第6条の規定により所轄地方整備局長に協議するものについては、<u>前各項</u>に定める部数に各2部を加えた部数とする。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第4条 次に掲げる事項は、<u>法第23条、第24条、第25条、第26条第1項</u>、<u>第27条第1項</u>、<u>第55条第1項</u>及び<u>第57条第1項</u>並びに<u>政令第16条の3第1項及び第16条の8第1項</u>の規定による知事<u>若しくは</u>所管する広域振興局長（以下「知事等」という。）の許可<u>並びに</u>法第23条の2の規定による知事の登録の条件とする。</p> <p>(1) 法第23条の規定により流水の占有の許可を受けた者<u>又は</u>法第23条の2の規定により流水の占有の登録を受けた者（以下「流水占有の許可等を受けた者」という。）は、当該許可<u>又は</u>登録（以下「流水占有の許可等」という。）に係る行為の期間中、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）の指示に従って<u>水利使用許可（登録）標識</u>（様式第2号）を立てること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 法第26条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定により流水の占有のための工作物の新築等の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間（土地の占有を伴う行為で所管する局長が特に必要と認めるものにあつては、当該土地の占有の期間）中、所管する局長の指示に従って流水の占有のための工作物の新築（改築、除却）許可標識（様式第3号）を立てること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 法第26条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定により工作物の新築等の許可（第3号に規定する許可を</p>

可を除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って工作物の新築(改築、除却)許可標識(様式第5号)を立てること。

(6) 法第27条第1項、法第55条第1項又は法第57条第1項の規定により土地の掘削等の許可(第4号に規定する許可を除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って土地の掘削等許可標識(様式第6号)を立てること。

(7)・(8) [略]

(9) 法第23条から法第26条第1項まで、法第27条第1項、法第55条第1項、法第57条第1項、政令第16条の3第1項及び政令第16条の8第1項の規定により知事等の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、許可に係る工事その他の行為に着手しようとするときは、あらかじめ施行方法について所管する局長の指示を受けること。

(10) 許可を受けた者は、許可に係る工事その他の行為が完了したときは、その確認を受けること。

(11) 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行うに当たっては、河川及び河川管理施設を損傷し、又は流水に支障を及ぼす行為をしないこと。

(12) 許可を受けた者は、許可に係る場所及びその付近を汚さないこと。

(許可を受けた者の届出義務)

第5条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期間により知事又は所管する局長にその旨を届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名(法人である場合においては、その法人の名称又は代表者の氏名)を変更したとき 30日以内

(2) 当該許可に係る工事その他の行為に着手しようとするとき 3日前

(3) 当該許可に係る工事その他の行為を廃止したとき 7日以内

(4) 当該許可に係る工事その他の行為を完了したとき 7日以内

(通水の報告)

除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って工作物の新築(改築、除却)許可標識(様式第5号)を立てること。

(6) 法第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定により土地の掘削等の許可(第4号に規定する許可を除く。)を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、所管する局長の指示に従って土地の掘削等許可標識(様式第6号)を立てること。

(7)・(8) [略]

(9) 法第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項若しくは第57条第1項又は政令第16条の3第1項若しくは第16条の8第1項の規定により土地の占用等の許可を受けた者(以下「土地占用等の許可を受けた者」という。)は、当該許可(以下「土地占用等の許可」という。)に係る工事その他の行為に着手しようとするときは、あらかじめ施行方法について所管する局長の指示を受けること。

(10) 土地占用等の許可を受けた者は、当該土地占用等の許可に係る工事その他の行為が完了したときは、その確認を受けること。

(11) 流水占用の許可等を受けた者及び土地占用等の許可を受けた者(以下「許可等を受けた者」という。)は、当該流水占用の許可等及び土地占用等の許可に係る行為を行うに当たっては、河川及び河川管理施設を損傷し、又は流水に支障を及ぼす行為をしないこと。

(12) 許可等を受けた者は、当該流水占用の許可等及び土地占用等の許可に係る場所及びその付近を汚さないこと。

(許可等を受けた者の届出義務)

第5条 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期限までに知事等にその旨を届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名(法人である場合においては、その法人の名称又は代表者の氏名)を変更したとき 当該変更の日から30日以内

(2) 土地占用等の許可に係る工事その他の行為に着手しようとするとき 当該着手の日の3日前

(3) 土地占用等の許可に係る工事その他の行為を廃止したとき 当該廃止の日から7日以内

(4) 土地占用等の許可に係る工事その他の行為を完了したとき 当該完了の日から7日以内

(通水の報告)

第6条 法第23条及び法第24条の規定により、水力による発電のための流水の占有及び土地の占有の許可を受けた者は、通水（一部通水を含む。）を開始したときはその旨を知事に報告しなければならない。

（許可の申請等の経由）

第7条 法又はこの規則の規定に基づき知事に対してなすべき許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出（以下「許可の申請等」という。）は、所管する局長を経由しなければならない。

様式第2号（第4条関係）

水利使用許可標識		↑ 120センチメートル以上 ↓
[略]		
許可指令	[略]	
許可期間		
[略]		
許可権者名		
許可を受けた者	[略]	
[略]		
120センチメートル以上		
[略]		

第6条 流水占有の許可等を受けた者は、通水（一部通水を含む。）を開始したときは、その旨を知事等に報告しなければならない。

（提出書類の経由）

第7条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類（法第23条の2の登録に係るものを除く。）は、所管する局長を経由しなければならない。

様式第2号（第4条関係）

水利使用許可（登録）標識		↑ 120センチメートル以上 ↓
[略]		
許可（登録）指令	[略]	
許可（登録）期間		
[略]		
許可（登録）権者名		
許可（登録）を受けた者	[略]	
[略]		
120センチメートル以上		
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の河川法施行細則第4条第1号の規定により立てられている標識は、この規則による改正後の河川法施行細則第4条第1号の規定により立てられた標識とみなす。